

PIONEERING HISTORY

新宿運輸区分会情報 第65号 2022年1月30日発行

編集・情宣部

過半数代表者ってなんだろう？

過半数路代表者が 36 協定を結ぶ上で大切な事とは何でしょうか？

その⑥

Q. 36協定を結んだら、後は何もやらなくていいの？

A. 締結して終わりではありません！

締結後でも、無理な超勤や休勤などの時間外労働により、従業員の健康被害が出ないように、健康管理や過重労働を防ぐためチェックしていく役割もあります！
チェックしていく為には、**36 協定を含む労働法に精通している人**が、過半数代表者にならないけません！



Q. チェック機能が働かないとどうなるの？

A. 超勤や休勤が増えてしまい、過重労働により

「寝ても疲れが取れない」や「乗務中眠くなる」などの**健康被害**が出てしまい、本来業務に多大なる影響が起こりかねません！

健康被害が起きてからでは遅いのです！



私たちは「安全・健康・ゆとり・働きがい・心の豊かさ」を守っていくために、誰が過半数代表者にふさわしいかを見極めて、明るく、仕事のしやすい職場環境をつくりあげていこう！